

## 愛媛県と共立女子大学との就職支援に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と共立女子大学（以下「乙」という。）は、愛媛県産業の次代を担う人材の育成・確保を図るため、相互に連携・協力して取り組むことについて、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携協力し、学生の就職活動を支援することにより、愛媛県へのU・Iターン就職の促進を図ることを目的とする。

### （連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について相互に連携・協力に努めることとする。

- (1) ジョブカフェ愛 work（愛媛県若年者就職支援センター）及びふるさと愛媛Uターンセンターの利用促進に関すること。
- (2) 学生に対する愛媛県内の各種イベント等の周知に関すること。
- (3) 学生と愛媛県内企業とのマッチングの支援に関すること。
- (4) その他、学生のU・Iターン就職促進に関すること。

### （連絡調整）

第3条 甲と乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、甲乙それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議を行う。

### （情報保護）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく事業を実施するに当たり、相手方から知り得た情報について、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

### （協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定の締結日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の前月末日までに甲又は乙から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は同一内容で1年更新され、その後も同様に扱う。

### （疑義の協議）

第6条 本協定の定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を所持するものとする。

平成26年2月4日

甲 愛媛県  
知事 中村時広



乙 東京都千代田区一ツ橋2-2-1  
共立女子大学  
学長 入江和生

